平成２４年（フ）第１３１号
三重県松阪市嬉野井之上町180番地
破産者　南出　光雄
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１３号
広島県福山市草戸町２丁目６番２号
破産者　平田紙器工業有限会社
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１０３号
開始決定時の住所香川県丸亀市飯山町東坂元394番地
破産者　亡吉井均相続財産
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４８７号
相模原市南区下溝518番地１　小林方
破産者　塩島　克枝
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３号
京都府与謝郡与謝野町字上山田1270番地１、破産手続開始決定時の住所京都府与謝郡与謝野町字四辻734番地
破産者　加畑　清治
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第９０号
高知県土佐清水市足摺岬535番地
破産者　永野　明子
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第４３２号
北海道旭川市秋月２条１丁目１番10―202号財形新富ハイツ202号
破産者　永田　初代
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９７号
北海道旭川市旭町１条20丁目2987番地の73
破産者　岩渕　　享
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４４５号
横浜市港南区港南台２丁目１番４―608号
破産者　清水　則夫
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７５号
横浜市港南区芹が谷１丁目19番24号　第２フローラル102号室
破産者　久能木直人
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３号
静岡県富士市今泉2029番地の７、開始決定時の住所富山県高岡市向野町４丁目１番地３アパガーデンコート3606号
破産者　片岡いずる
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１３号
長崎県五島市三井楽町濱ノ畔982番地
破産者　網本　定信
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３７３号
熊本県宇城市松橋町松橋723番地４、前住所熊本県宇城市松橋町豊崎1822番地１
破産者　岡村しげ子
1　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
2　一般調査期日　平成25年９月13日午前10時
平成25年７月５日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５号
茨城県龍ケ崎市佐貫町3717番地
破産者　高野　秀樹
1　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
2　一般調査期日　平成25年10月11日午前11時30分
平成25年７月５日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
大阪府和泉市和気町３丁目９番10号
破産者　辻　　健治
1　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
2　一般調査期日　平成25年９月19日午後３時
平成25年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９４号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番２―504号
破産者　福村　禎晃
1　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
2　一般調査期日　平成25年９月26日午前10時45分
平成25年７月３日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第８１８号
神戸市東灘区深江本町２丁目３番34号、開始決定時の住所神戸市東灘区深江本町２丁目８番14―105号
破産者　平岡　　修
1　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
2　一般調査期日　平成25年９月12日午後１時45分
平成25年７月４日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７５号
堺市南区槇塚台４丁２番14号、前住所堺市南区三原台２丁６番３―414号
破産者　筒井　義子
1　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
2　一般調査期日　平成25年９月26日午前11時30分
平成25年７月４日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
大分市大字光吉1864番地の８
破産者　川原　孝幸
1　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
2　一般調査期日　平成25年９月10日午後２時
平成25年７月５日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係